

池田市生ごみ処理機購入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ごみ減量化と資源化の推進を通して、地球環境にやさしい地域社会の形成に資するため、池田市生ごみ処理機購入助成金（以下「助成金」という。）の交付の手續等に関し、必要な事項を定め、助成金の交付に関する業務の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 助成金の交付対象となる生ごみ処理機（以下「処理機」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 乾燥又は微生物等による分解により、生ごみを減量化または堆肥化する電気式機器であること。ただし、圧縮または脱水等によって発生した処理水を公共下水道管等に直接排水する機種を除くものとする。
- (2) 未使用品であること。

(助成対象)

第3条 処理機の購入にかかる助成を受けることができる者は、次の各号の要件を満たすものとする。ただし、事業用に使用する処理機の購入を除くものとする。

- (1) 市内に居住し、処理機を自己の居住内に設置し、かつ継続使用及び適切な管理ができること。
- (2) 処理機から生じた堆肥を、原則として自家処理できること。
- (3) 申請時において、市税を滞納しておらず、市内に住所を有していること。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、処理機の購入費用（消費税を含む）の2分の1（1,000円未満切捨て）とし、10,000円を限度とする。

2 前項の購入費用には、同時に購入した初回分のバイオチップまたはこれに類するものを含み、電気設備等の付帯設備にかかる費用を除くものとする。

3 助成対象となる処理機の数、1世帯につき1台とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、処理機購入後60日以内に、池田市生ごみ処理機購入助成金交付申請書（様式第1号）に、購入時の領収書及び設置後の写真等の必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

らない。

- 2 処理機の更新のための助成金の再申請は、更新前の処理機にかかる助成金の交付を受けた日から、5年を経過しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により助成金の交付申請を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたものについては、池田市生ごみ処理機購入助成金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、適当と認められないものについては、理由を付した助成金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により、助成金の交付決定を受けた申請者は、池田市生ごみ処理機購入助成金交付請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(交付)

第8条 市長は、前条の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第9条 市長は、虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けた者があるときは、その交付決定を取消し、すでに助成金を交付しているときは、その助成金の全額もしくは一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(実施日)

- 1 この要綱は、平成11年9月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱における助成対象は、平成11年4月1日から平成11年8月31日までに購入した処理機を含むものとし、当該期間中に購入した処理機にかかる第5条に規定する交付申請の期日は、この要綱の実施日から起算するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から実施する。